

1. 行動計画改訂の趣旨

環境と経済の両立を図りながら持続可能な社会を構築するためには、学校等、家庭・地域、事業者、行政といったあらゆる主体が、様々な場において、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育（以下「環境教育等」という。）の推進に取り組むことが重要です。

さらに、長崎県においては、海と山の織りなす美しく豊かな自然環境や、海外との交流によって培われた歴史的・文化的遺産など、特色ある恵み豊かな環境を次の世代へと引き継ぐ責任があります。

このため、長崎県においては、2005（平成17）年3月に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」に基づき、「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する長崎県基本計画」を策定しました。

その後、2011（平成23）年6月に「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（以下「環境教育等促進法」という。）」へ改正されるとともに、協働取組の推進が目的として追加され、2012（平成24）年6月に環境教育等促進法第7条に基づき国が定める「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」（以下「国基本方針」という。）が定められました。

そこで、長崎県においては、2014（平成26）年3月に従来の「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する長崎県基本計画」を「長崎県環境教育等行動計画」として改訂し、協働取組の推進や拠点体制の整備など環境教育等に関する取組事項を充実しました。

また、2019（平成31）年3月には長崎県環境教育等行動計画を策定して5年が経過し、終期を迎えることから、社会経済情勢の変化を踏まえつつ、「第2次長崎県環境教育等行動計画」として改訂を行いました。

本計画は、2019（平成31）年度から2030（令和12）年度までの計画としていますが、県の総合計画や環境基本計画の見直し年度である2025（令和7）年度を中間年度として検証及び見直しを行うこととしています。見直しにあたっては、2024（令和6）年5月に閣議決定された国基本方針も踏まえ、計画の見直しを行います。この計画では、長崎県環境基本計画の基本目標である

- ◇脱炭素型の社会づくり（脱炭素）
- ◇人と自然が共生する社会づくり（共生）
- ◇循環型社会づくり（循環）
- ◇安全・安心で快適な環境づくり（安全・安心）

を念頭に置いて、環境保全の基盤となる取組の推進・充実のひとつである環境教育等の取組を総合的・体系的に推進します。

2. 行動計画改訂の基本的考え方

私たちが直面する環境問題は、私たちの日常生活や事業活動が環境に負荷を与えることから生じており、私たち一人ひとりが取り組まなければならない問題です。一方、私たちの行動は、私たちの属する社会の価値観や風習、経済の在り方と深く結びついています。このため、一人ひとりの意識を変え、環境保全に主体性を持って取り組むようになること、そして、それがいかされる社会経済の仕組みを整えることにより、持続可能な社会づくりを目指していく必要があります。

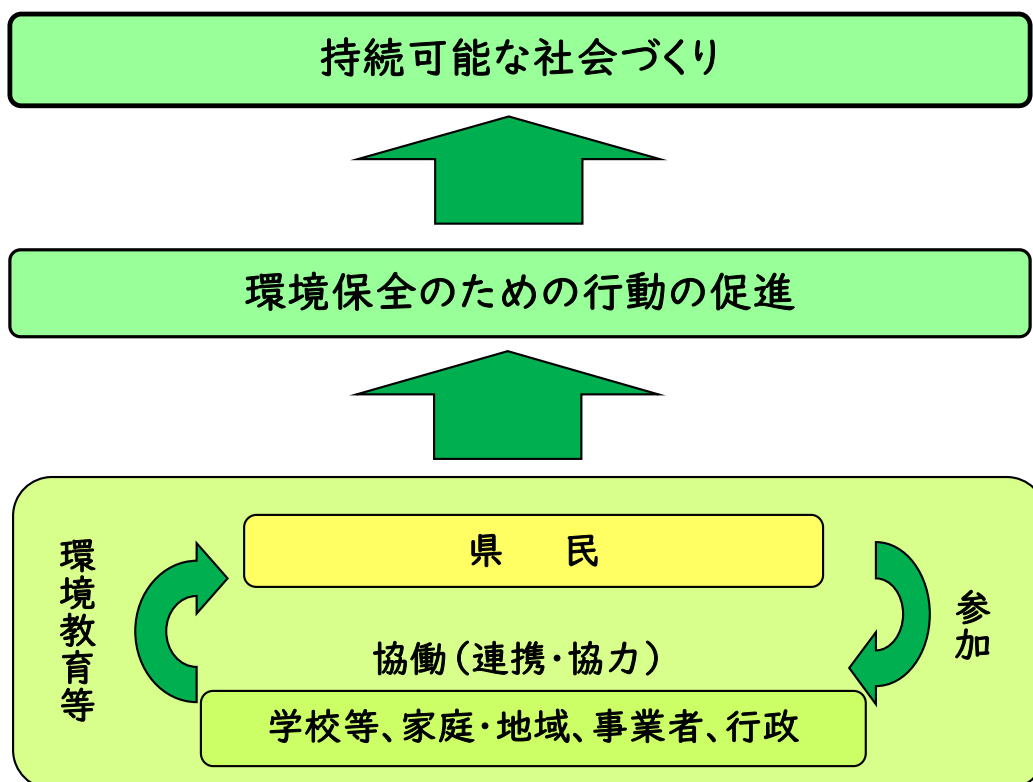
それぞれが自らの問題として主体的に行動するよう促すためには、本県の豊かな環境に関する情報や身近な環境問題、各地で行われている環境を守る取組などについて、積極的に情報発信するとともに、県民一人ひとりに伝えることが必要です。

一方、それぞれの環境保全のための行動を促すためには、環境教育は、すべての大人や子どもに対して、あらゆる場において、また、対象となる人のライフステージ又は生活の在り方（ライフスタイル）に応じ、知識の習得にとどまらず、具体的な行動を実践するために必要な技能の習得等を通して、個人の意識や行動の変容を促すとともに、社会や組織の変革と連動してこれらを支えるという視点で行われることが必要です。

さらに、持続可能な社会づくりのためには、体験活動や対話、情報通信技術（ICT）の活用に着目しながら、子どもや若者の力を引き出すとともに、大人の意識や行動の変容を促すことが重要です。

この計画においては、次の（１）～（４）に示す考え方を踏まえながら、学校等、家庭・地域、事業者、行政の各主体が適切な役割分担の下、相互に連携・協力し環境教育等に取り組むことによって、一人ひとりの環境保全のための行動を促し、さらにその一人ひとりが自ら主体的に取り組むことにより、持続可能な社会づくりを目指していきます。

〈図表１〉環境教育等の推進の基本的な考え



(1) ESD の視点を踏まえた環境教育

「持続可能な開発のための教育 (ESD: Education for Sustainable Development)」は、環境、貧困、人権、平和、開発といった、現代社会における様々な問題を、各人が自らの問題として主体的に捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの問題の解決につながる新たな価値観や行動等を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のことです。ESD は「持続可能な社会づくりの担い手 (人材)」を育む教育です。

我が国の提唱により開始された「国連持続可能な開発のための教育 (ESD) の10年」(2005～2014年)の後継として、2013(平成25)年にユネスコ総会において採択された「グローバル・アクション・プログラム (GAP)」の取組を国内で進めるため、2016(平成28)年に「持続可能な開発のための教育 (ESD) に関するグローバル・アクション・プログラム」実施計画 (以下「ESD 国内実施計画」という。)が策定されました。

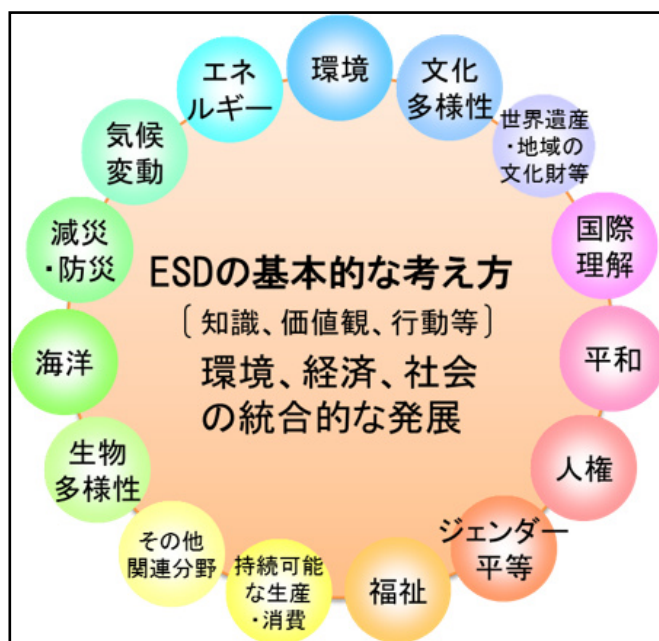
2021(令和3年)年5月には、我が国における持続可能な開発のための教育に関する実施計画 (第2期 ESD 国内実施計画) が策定され、ESD は「人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇、貧困の拡大等、人類の開発活動に起因する現代社会における様々な問題を、各人が自らの問題として主体的に捉え、問題の根本的な要因等にも目を向け身近なところから取り組むことで、それらの問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、もって持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動」であると明記されました。

また、教育の分野においても、学習指導要領において、「持続可能な社会の創り手」に必要な資質・能力を育成することが掲げられ、「カリキュラム・マネジメント」の実現や「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業の改善を行っていくことが示されました。

さらに、2023(令和5年)6月に閣議決定された第4期教育振興基本計画においても、高等教育や社会教育を含む教育政策全体の総括的な基本方針として「持続可能な社会の創り手の育成」が掲げられ、今後の教育政策に関する方針や施策に ESD の推進が言及されています。

こうした経緯も踏まえ、環境教育は ESD の考え方を踏まえ実施していく必要があります。

〈図表2〉ESD の概念図



出典:文部科学省

〈図表3〉ESD を踏まえた環境教育の目的・視点(例)

<p>【育みたい力】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問題や現象の背景を理解する力 ・多面的かつ総合的なものの見方を重視し体系的に思考する力(システム思考) ・物事を批判的にとらえ代替案を思考する力(クリティカル思考) ・創造的に思考する力 ・未来像を予測して計画を立てる力 ・データや情報を分析する力 ・協調的に課題を解決する力 ・複雑さやリスクに対応する力 ・コミュニケーションをとる力 ・リーダーシップを発揮する力 ・シティズンシップを発揮して市民として参加する力 <p>など</p>	<p>【育みたい態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民として責任ある行動を取る態度 ・他者と協力する態度 ・つながりを尊重する態度 ・進んで参加する態度 ・自身の行動変容を進めようとする態度 <p>など</p>
<p>【育みたい価値観】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境の尊重 ・人間の尊重 ・多様性の尊重 ・包摂性の尊重 ・非排他性 ・機会均等 ・平和と非暴力 <p>など</p>	<p>【強調したい視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球規模及び身近な環境の変化に気づくこと ・環境に関わる問題を科学的かつ客観的にとらえること ・環境に関わる問題の多面性を認め、多様な視点から公正な態度でとらえること ・資源の有限性や自然環境の不可逆性を理解すること ・ライフサイクル(生産・流通・消費・廃棄)の視点で経済社会システムの環境負荷をとらえること ・環境負荷とそれに伴うリスクを生み出している社会経済の仕組み、生活や文化のあり方を省みること ・豊かな環境とその恵みを大切に思う心をはぐくむこと ・人間を含む生態系の中のいのちの大切さ、いのちの支え合いを学ぶこと <p>など</p>

出典：環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針（環境省（2024（令和6年）））

(2) SDGs と ESD の考え方の活用

2015(平成27)年の国連総会において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。その中で、「誰一人取り残さない」を基本理念とし、持続可能な世界を実現するため2030年までに到達すべき国際社会全体の目標「持続可能な開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals)」として、17のゴール(分野別目標)及び169のターゲットが提示されています。この中には、水・衛生、エネルギー、持続可能な都市、持続可能な生産と消費、気候変動、陸域生態系、海洋資源といった地球環境そのものの課題及び地球環境と密接に関わる課題に係るゴールが含まれています。

〈図表4〉持続可能な開発目標(SDGs)



出典:国際連合広報センターホームページ

◇17のゴールのうち、**赤字(下線太字)**は少なくとも環境に関連している13のゴール
出典:環境省ホームページ参照

- 目標1 貧困の撲滅
- 目標2 飢餓撲滅、**食料安全保障**
- 目標3 **健康・福祉**
- 目標4 万人への**質の高い教育**、生涯学習
- 目標5 ジェンダー平等、女性の能力強化
- 目標6 **水・衛生**の利用可能性
- 目標7 **エネルギー**へのアクセス
- 目標8 包摂的で**持続可能な経済成長**、雇用
- 目標9 強靱なインフラ、**工業化・イノベーション**
- 目標10 国内と国家間の不平等削減
- 目標11 持続可能な**都市**
- 目標12 **持続可能な消費と生産**
- 目標13 **気候変動**への対処
- 目標14 **海洋**と海洋資源の保全・持続可能な利用
- 目標15 **陸域生態系、森林管理、砂漠化への対処、生物多様性**
- 目標16 平和で包摂的な社会の促進
- 目標17 実施手段の強化と持続可能な開発のためのグローバル・**パートナーシップ**の活性化

ESD は SDGs 目標4 (質の高い教育をみんなに) の中のターゲット4.7に記載されていますが、「持続可能な社会の担い手づくり」を通じて、17すべての目標の達成に貢献するものであり、ESD をより一層推進することが、SDGs の達成につながっています。

2023 (令和5) 年に政府が策定した「SDGsアクションプラン 2023」においても、「持続可能な開発のための教育 (ESD) の推進」が盛り込まれており、家庭、職場、地域、学校等のあらゆる場で、ライフステージに応じた適切な教育が実践されるよう、ESD や環境教育に取り組む多様な主体の連携等を促進していくことが求められています。

また、SDGs は17のゴール及び169のターゲットが相互に関係しており、複数の課題を統合的に解決することを目指すこと、また、1つの行動によって複数の側面における利益を生み出すことを目指すという特徴を持っています。

持続可能な社会を実現するためには、環境、経済、社会の三側面を統合的に向上させることが必要であり、SDGs の考え方を活用し、地域の環境問題と社会問題を「同時解決」という視点でこれまでの環境保全活動等を捉え直し、一人ひとりの身近な環境保全活動が、結果としてどのような社会問題の解決につながっているのかを考えながら、取り組むことも必要です。

〈図表5〉身近な環境保全活動と関連する SDGs のゴール

環境保全の分野	関係する身近な環境保全活動の一例	関連する主な SDGs
地球温暖化、大気環境保全	<ul style="list-style-type: none"> ○環境に配慮した製品の購入 (詰替商品、簡易包装製品の購入、省エネ製品やエコカーへの転換等) ○公共交通機関の利用・エコドライブの実践 ○節電・節水 ○エネルギーの地産地消 ○再生可能エネルギーの導入 ○自然保全・再生活動への参加 (森林ボランティア、植栽等) など 	 
廃棄物、漂着ごみ対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみの分別徹底 ○生ごみの堆肥化 ○紙パックや食品トレイの回収協力 ○マイバッグ持参 ○レジ袋、過剰包装の辞退 ○環境に配慮した製品の購入 ○環境に配慮した食生活の実施 (食材の地産地消、エコ・クッキング、食べきり等) ○近隣地域の美化活動への参加 (市民清掃等) ○ごみの投げ捨て禁止 ○海岸清掃 など 	 
水環境保全	<ul style="list-style-type: none"> ○環境に配慮した消費生活 (調理くず・油の回収、洗剤の適正使用、節水等) ○川や海の美化活動への参加 (水辺の清掃活動等) など 	 
生物多様性保全	<ul style="list-style-type: none"> ○野生生物への配慮や保護活動への参加 (ホテルの保護等) ○自然保全・再生活動への参加 など 	 
その他 (環境保全の意欲の増進、環境教育、活動支援)	<ul style="list-style-type: none"> ○環境啓発イベントへの参加 ○自然体験活動、農林水産体験活動など体験学習への参加 ○環境保全活動への募金 (緑の募金、環境保全団体への寄附等) など 	 

(注) 便宜上主要な分野に振り分けましたが、複数の分野に関係する取組が含まれます。

(3) 環境教育を通じた学びの実践

環境教育の実践においては、知識の一方通行に終始させるのではなく、相互の学び合いによって、学びを深めていくことが重要です。国基本方針では、環境教育のあらゆる実践において、大切にしたい点として以下の例が挙げられています。

国基本方針「環境教育の実践において大切にしたい点(例)」

- ・環境「の中で」「について」「のため」の教育を状況や目的に応じ組み合わせること
- ・人々の個性や多様性を尊重し、安心して参加できる環境を整えること
- ・多様な立場や状況、価値観の人々との対等な出会いを促すこと
- ・学習者の気づきや力を引き出し、学び合いを促進すること(ファシリテーション)
- ・主体は「教える人」ではなく「学ぶ人」であることを意識し、自己決定を尊重すること
- ・学習者自らが感性を働かせて考えるプロセスを設けること
- ・各自の考えや学びの結果を共有し、振り返るプロセスを設けること
- ・事物や事象の背後にある意味や関係性を解くこと(インタープリテーション)
- ・人と人、人と自然、人と地域・社会のつながりを十分に意識すること
- ・経済や社会との関係に留意し、環境、経済、社会の統合的な向上を意識すること
- ・活動に遊びや創造の要素を取り入れること
- ・日常での体験に加え、旅などの非日常的な体験において感動や学びを引き出すこと
- ・特定の結論や価値観に誘導しないよう留意すること
- ・個人の行動だけでなく、組織や地域等における集団の取組を重視すること 等

出典：環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働
取組の推進に関する基本的な方針(環境省(2024(令和6年)))

環境教育を効果的に実践するためには、上記で示された視点を踏まえつつ、以下の3点に着目しながら、子どもや若者が持つ力を引き出すとともに、大人の意識や行動の変容を促し、個人の変容と社会や組織の変革が相互に連動するような学びの場を創出していくことが重要です。

① 体験活動を通じた学びの実践

経験や生活に即さない学びや、実感を伴わない学びは記憶に残りにくく、具体的な行動には結びつきにくいと考えられます。そのため、自分のこととして捉えやすい、地域の身近な課題や場を学びの中で取り上げ、それに関わる取組を体験することによって、学びに実感を伴わせることができ、地域への関心・愛着に裏打ちされた行動につなげることができます。

体験活動においては、自然体験のほか、持続可能な社会づくりを支える現場に触れる社会体験、日常の生活と異なる文化や慣習などに触れる生活体験、さらには、自分と異なる立場の人やロールモデルとなるような人との交流体験も重要となります。また、感性を働かせるという「インプット」だけでなく、背景を学び、それらの中から見いだした意味や価値を他者に表現するという「アウトプット」までを含めた学びのプロセスを設けることで、これまでになかった気づきや感動、創造性の向上等につながります。

② 多様な主体同士の対話と協働を通じた学びの実践

持続可能な社会の実現に向けて具体的な取組を進めるためには、立場や世代、価値観等が異なる人との対話を通じて、互いの考え方や視点を理解し合いながら地域や組織の将来像を明確にし、その実現に向けてともに行動しながら、自らも変容していくことが重要となります。

対話にあたっては、多様な人々が安心して対等に参加でき、対話の経験を積み重ねながら学び合い、対話の文化を構築していくことができる機会を、地域や組織の中で創り出していくことが必要です。

③ 情報通信技術 (ICT) を活用した学びの実践

近年、情報通信技術 (ICT) の日常的な活用が、家庭や職場においても急速に進んでおり、ICT の活用により、学習者一人ひとりの状況に応じた柔軟な学びの提供や、遠隔地にいる人々との交流など、時間や場所の制約を超えた多様な学びの機会が広がっています。環境教育においても、こうした可能性を最大限に活かすことが必要です。

(4) ライフステージに応じた環境教育等

環境教育等に求められる役割はライフステージごとに異なることから、各段階に応じた取組を行う必要があります。その際、ライフステージに応じたアプローチ (感性→関心→理解→探究→行動) など、中・長期的な視点が求められます。

そのため、各ライフステージにおける環境教育等の基本的方向性 (図表6参照) を踏まえた取組を行い、幼児期から高齢者までのすべての世代を対象に、生涯にわたって行動に結びつくような人づくりを目指します。

なお、幼児期における環境保全に関する意識の形成は、その後の環境意識の形成に大きな影響を与えます。そのため、幼児期から小学校低学年にかけては様々な感覚に働きかけることが有効であり、生涯の記憶として残りやすいことから、遊びや創造の要素も踏まえつつ、楽しみながら学べる体験活動や環境教育の内容を重視し、成長とともに知識の習得や探究へとつなげていくことが大切です。

〈図表6〉各ライフステージにおける環境教育等の基本的方向性

ライフステージ	各段階における基本的方向性
幼児期	<ul style="list-style-type: none">○身の回りの環境に関心を持ち、様々な体験や活動を通して、いのちの大切さや自然に対する感受性、思いやりの心や身近な物を大切にすることを期待される。○日常生活や集団生活において五感で自然と親しめる機会などを通して、様々な環境に好奇心や探求心を持って関わり、それらを生活や遊びに取り入れていこうとする力を養うことが期待される。
小学校低学年	<ul style="list-style-type: none">○様々な体験や学習を通して、自然に対する感受性、いのちを大切に感じる感覚を育み、周囲の様々な環境との関わりを通して身近な環境や環境問題に関心を持つことが期待される。○「もったいない」の精神を育むとともに、日常生活において節電・節水の意識や、ごみのポイ捨てをしないなど、環境に配慮した生活習慣を習得することが期待される。
小学校高学年	<ul style="list-style-type: none">○体験的・探究的な学習を通して、自然の仕組みや自分の生活と環境との関わりについて理解することが期待される。○日常生活の中で、ごみの分別・リサイクルなど、環境に配慮した行動を実践することが期待される。

ライフステージ	各段階における基本的方向性
中学生	<ul style="list-style-type: none"> ○体験的・探究的な学習を通して、持続可能な社会づくりの重要性の認識や、環境に関する科学的理解を踏まえた知識の習得が期待される。 ○環境問題解決のための自分の考えを持つことや、環境や資源に配慮した消費や食の意識など、環境に配慮する態度を育むことが期待される。
高校生	<ul style="list-style-type: none"> ○専門的・発展的な環境教育を通して環境問題を総合的に理解し、自然科学や環境への関心を高め、課題解決に向け多角的な立場で考察する姿勢や態度を身につけることが期待される。 ○地域の環境保全活動に主体的に参加することにより、地域との協働を通じて他者と協力して問題を解決していく姿勢や態度を育むことが期待される。
大学生・ 専門学校生	<ul style="list-style-type: none"> ○専門課程、ボランティア体験、地域連携や国際理解教育などを通して、環境問題を多面的に捉え、各主体と連携を図りながら、地域の課題解決に向けて、主体的に働きかける態度を育むことが期待される。 ○日常生活の中で、生活様式を見直し、環境に配慮したライフスタイルを確立していくことが期待される。
社会人世代	<ul style="list-style-type: none"> ○環境問題を正しく理解し、日常生活を通じて環境教育の成果を実践するとともに、新たな環境課題についても積極的に理解を深めることが期待される。 ○家庭においては、率先して省資源や省エネルギー等、環境に配慮した生活に取り組むことで模範を示すことや、子どもたちが学校等で学んだことや実践していることを話し合ったり、取り入れたりすることによって、持続可能な社会づくりの必要性について理解を深めることが期待される。 ○職場においては、自らの仕事と環境との関わりを学びながら、環境配慮の取組に参加することが期待される。 ○地域においては、環境保全活動に自ら参加したり、子どもたちが接する機会を設けて環境保全活動の大切さを伝えたりすることや、シニア世代から様々な知恵を学び、次の世代に伝えていくことなども期待される。
シニア世代	<ul style="list-style-type: none"> ○生活様式の変遷なども含め、環境に配慮した生活に関連する、昔ながらの生活の知恵や経験を、子や孫といった次の世代に伝えていく役割が期待される。 ○地域での清掃・美化活動、植林などの環境保全活動において、指導者やサポーターとしての活躍が期待されるとともに、実践ノウハウを次の世代に伝えていく役割も期待される。 ○先代から受け継いだ地域の自然環境や風土、歴史、文化等を次世代に伝承するなど、地域における多世代交流を通じ、地域理解を促進する役割が期待される。